

障害福祉サービス事業所管理者様

土浦市障害福祉課長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る  
障害福祉サービス事業所の対応の延長について

日頃より、本市福祉施策に対し、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、令和2年4月16日に全国に緊急事態宣言が出され、感染拡大の終息が見えない中、茨城県知事より学校の臨時休校が5月末までの延長が示されました。

本市では、令和2年4月17日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る障害福祉サービス事業所の対応について」を通知いたしましたが、現状での県や国の動向を踏まえ、本通知における適用期間の延長をいたします。

引き続き、感染防止に努めご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

記

## 1 適用期間

- ・ 障害児を対象とするサービス事業所

令和2年5月7日(水)から令和2年5月31日(日)まで

- ・ 障害者を対象とするサービス事業所

令和2年5月7日(水)から国もしくは県の緊急事態宣言が解除されるまで

※本取扱いについては、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、適用期間を延長する可能性があります。

## 2 事務取扱いについて

- ・ 前回の通知でお知らせしましたが、在宅支援の対応をする際は、利用者負担が発生する場合があるので、支援の内容や方法について、あらかじめ保護者や利用者に丁寧な説明を行い、必ず同意を得ると同時に、土浦市障害福祉課に実施する理由等について電話で一報のうえ実施してください。なお、すでに市障害福祉課へ在宅での支援の実施を申し出ている場合は連絡は不要です。
- ・ 前回お示した「在宅支援等実施記録表」、「個別支援計画書の写し」(在宅での支援計画が記載されているもの)、「新型コロナウイルス感染症に関して事業所を欠席する場合の欠席時対応加算及び基本報酬の算定について」を翌月10日までの実績記録票と共に市障害福祉課へ提出(郵送可)してください。

<お問い合わせ>

土浦市障害福祉課 担当：赤澤・酒井

☎029-826-1111 内線 2470